答申

審査請求人(以下「請求人」という。)が提起した、児童福祉法(以下「法」という。)27条1項2号の規定に基づく児童福祉司指導措置決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇児童相談所長(以下「処分庁」という。)が、令和3年8月19日付けの指導措置決定通知書により、請求人に対して行った児童福祉司指導措置決定処分(以下「本件処分」という。)について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張 している。

請求人は、本件処分を受けたが、その理由は請求人からの虐待による児童の傷つきの理解を促し、請求人が適切な対応をとることができるよう指導を行うためとしているが、請求人は児童を虐待しているつもりはなかったが、仮にそう判断されるとしても今後は一切しないとしており不服である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規

定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審議経過
令和4年 6月 9日	諮問
令和4年 7月21日	審議(第68回第1部会)
令和4年 8月18日	審議(第69回第1部会)

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 一時保護

法33条2項は、都道府県知事は、必要があると認めるときは、 法27条1項又は2項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その 置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長を して、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を 行うことを委託させることができると規定している。

(2) 入所措置

ア 法27条1項3号は、都道府県が行う措置として、児童を里 親等に委託し、又は児童養護施設等に入所させることを挙げる。

イ 法28条1項は、保護者(法6条によれば、親権を行う者、 未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいうとされている。)が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、 その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、27条1項3号の措置を採ることが児童の親権を行う者の意に反するときは、都道府県は、家庭裁判所の承 認を得て、27条1項3号の措置を採ることができる旨を規定している。

(3) 児童福祉司指導措置

- ア 法26条1項は、児童相談所長は、(中略)相談に応じた児童、その保護者等について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない旨を規定し、1号として、法27条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告することを掲げている。
- イ これを受けて、法27条1項は、都道府県は、法26条1項 1号の報告のあった児童について、同項各号のいずれかの措置 を採らなければならないとし、同項2号は、児童又はその保護 者を事務所において又は当該児童若しくはその保護者の住所若 しくは居所において、児童福祉司に指導させること等を規定し ている。

(4) 児童虐待の定義及びガイドライン

- ア 児童虐待の防止等に関する法律(以下「虐待防止法」という。)は、児童虐待とは、保護者がその監護する児童について行う「児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。」(2条1号)、「児童に対する著しい暴言又は拒絶的な対応……その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。」(同条4号)等の行為をいう旨を規定している。
- イ 「子ども虐待対応の手引き」(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課編。平成25年8月改正版、以下「手引き」という。)は、虐待防止法2条1号の身体的虐待の例示として、打撲傷・あざなどの外傷を生じうるような行為を挙げ、同条4号の心理的虐待の例示として、「ことばによる脅かし、強迫など。」、「子どもの心を傷つけることを繰り返し言う。」を挙げている(第1章・1・(2)参照)。
- ウ 「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」 (平

成20年3月14日付雇児総発第0314001号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知の別添。以下「ガイドライン」という。)は、「28条措置が採られる場合の保護者援助は、児童福祉司指導措置等を採ることを原則とする。」(第3・4・(1))とし、また、「28条措置は、保護者が児童虐待を否認するなどして児童福祉施設等への入所を拒否することにより対立関係が生じるが、保護者に対しては28条措置に併せて児童福祉司指導措置等を採り、毅然とした対応を行う。」(第4・2・(2)・①)としている。

なお、手引き及びガイドラインは、地方自治法 2 4 5 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であり、本件の適用に関して、いずれも合理的なものである。

- (5) 東京都においては、法27条1項の措置を採る知事の権限は、 法32条1項及び児童福祉法施行細則(昭和41年東京都規則第 169号)1条1項1号により、児童相談所長に委任されている。 なお、法33条2項の一時保護を行う知事の権限も、同細則1 条1項5号により、児童相談所長に委任されている。
- 2 本件処分についての検討
 - (1) これを本件についてみると、処分庁は、請求人から本児を預かってほしいとの相談を受け、請求人及び本児からの聞き取りにより、請求人による本児に対する暴力や暴言が認められたことから、本児の安全を図ることを理由として、本児を一時保護したことが認められる。

そして、請求人は、一時保護後も、本児に対する暴力や暴言を 改めようとする姿勢がみられず、一時保護が2か月を超えること についての同意もしなかったことから、処分庁は、家裁に2か月 を超えて一時保護を継続することの承認を求める申立てを行い、 家裁は当該申立てを承認する審判をしたことが認められる。

その後、処分庁は、請求人と面接し、本児を家庭復帰させた場合、請求人による暴力、暴言の再発の可能性が高いと判断してい

るとして、本児の児童養護施設への入所につき承諾を求めたが、 請求人は承諾しなかった。そのため、処分庁は、法28条1項1 号の規定に基づき、本児を児童養護施設に入所させることの承認 を求める審判の申立てを家裁に対して行い、家裁による承認の審 判を受けて、令和3年8月15日、本児を児童養護施設に入所さ せる措置を決定したことが認められる。

(2) 請求人による本児に対する暴力、暴言は、虐待に当たり(上記1・(4)・ア及びイ参照)、ガイドラインが、「28条措置が採られる場合の保護者援助は、児童福祉司指導措置等を採ることを原則とする。」、「保護者に対しては28条措置に併せて児童福祉司指導措置等を採り、毅然とした対応を行う。」としていること(上記1・(4)・ウ)からすれば、上記(1)の経過を受けて、処分庁が、令和3年8月15日、請求人を対象として、「母からの虐待による本児の傷つきの理解を促し、母が適切な対応をとることができるよう指導を行う。」ために、児童福祉司による指導措置を決定した本件処分は、上記1の法令等の定めに則って適正に行われたということができる。

したがって、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、請求人は児童を虐待しているつもりはなかったが、仮にそう判断されるとしても今後は一切しないとしているとして、本件処分の違法又は不当を主張する。

しかし、事実経過からすれば、請求人は児童を虐待している事実が認められ、また、28条措置が採られる場合の保護者援助は、児童福祉司指導措置等を採ることが原則であるから(上記1・4)・ウ)、今後一切しないとの申告のみによって措置を採らないことにはならない。したがって、請求人による虐待防止のために、児童福祉司指導措置を行う必要性は十分認められ、また、本件処分が法令等の定めに則って適正に行われたと認められることは、上記2で述べたとおりであるから、請求人の主張には、理由がな

いというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討 その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

髙橋滋、千代田有子、川合敏樹